

令和2年4月28日

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

**緊急事態宣言発出に伴う保育所等の対応及び保護者への一層の登園自粛要請等の
取り扱いの延長について**

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言の下での保育所等の対応について、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）及び「保護者への一層の登園自粛要請等について」（令和2年4月21日事務連絡）により、各施設や保護者の皆様に御対応いただいているところです。

緊急事態宣言の対象期間は令和2年5月6日までとなっていますが、4月28日時点においても、緊急事態宣言の延長または解除の方向性については明らかになっておらず、国の決定やそれを受けた県からの要請が5月の連休中になる可能性があります。

そこで、本市としては、大型連休明け直後の保育所等の安定的な運営を確保するためにも、5月7日（木）以降の対応の方向性をお知らせいたします。

1 緊急事態宣言の期間が延長となった場合

現状の対応を継続し、保育所等を開所しながら、保護者の登園自粛を継続します。

2 緊急事態宣言が解除された場合

政府の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、「緊急事態宣言発出に伴う保育所等の対応について」及び「保護者への一層の登園自粛要請等について」に基づく取り扱いを、令和2年5月7日（木）から10日（日）まで、延長します。

なお、5月11日（月）以降の保育所等の対応等については、政府の判断等を踏まえ、5月7日の週に改めてお知らせします。

併せて、今後の情報はメール等でもご連絡しますが、確実にご対応いただくため、市のホームページも随時ご確認ください。【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

【添付資料】

保護者の皆様への配布資料 「保育所等への一層の登園自粛要請についての延長について」
(保護者の皆様への配布資料の日付については、各園でご記入ください。)

【参考資料】

- (1) 「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）
- (2) 「保護者への一層の登園自粛要請等について」（令和2年4月21日事務連絡）

<担当連絡先>	
保育・教育運営課	
【園児の預かりについて】	【延長保育について】
【利用料について】	【横浜保育室について】
【給付費・委託費について】	671-0255
【一時保育事業について】	671-0202/0204
	671-0234
保育・教育人材課	
【給食について】	671-2397
保育対策課	
【年度限定保育事業について】	671-4469

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等への一層の登園自粛要請についての延長について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言の下での保育所等の利用について、横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」により、保護者の皆様にもご協力をいただいているところです。

令和2年4月7日の政府による「緊急事態宣言」及び、神奈川県からの通知では、緊急事態宣言の対象期間は5月6日までとなっていますが、4月28日時点においても、緊急事態宣言の延長または解除の方向性については決定がなされていない状況です。

そこで、本市としては、大型連休明け直後に安定した保育所運営を行うために、5月7日（木）以降の対応の方向性をお知らせします。

保護者の皆様やお子様には、登園の自粛が続き、ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制しつつ、保育所等においてお子様をお預かりするための準備を整えるという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1 緊急事態宣言の期間が延長となった場合

現状の対応（※）に基づく取り扱いを継続します。

2 緊急事態宣言が解除された場合

政府の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、現状の対応（※）を令和2年5月7日（木）から10日（日）まで延長することとします。なお、5月11日（月）以降の保育所等の対応等については、政府の判断等を踏まえ、5月7日の週に改めてお知らせします。

※横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」

<参考：横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」の再掲>

【保護者の職業要件等】

（「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の「社会生活を維持する上で必要な施設」に該当する職業

園児の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での保育が困難な状況にある場合。

- | |
|---|
| <p>①医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）</p> <p>②ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）</p> <p>③福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）</p> <p>④生活必需品資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）</p> <p>⑤その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等）</p> |
|---|

※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など必要最小限のご利用にさせていただきますようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564